

イラク被災民救援国際平和協力業務実施計画

1 基本方針

イラク共和国（以下「イラク」という。）については、イラクに関する一連の国際連合安全保障理事会（以下「安保理」という。）決議がイラクによって履行されておらず、大量破壊兵器等の拡散が国際の平和及び安全に対する脅威となっているとの認識の下、2002年11月8日、安保理は、イラクに武装解除の義務を遵守する最後の機会を与える決議第1441号を全会一致で採択した。しかし、イラクは武装解除の義務を履行しなかったことから、本年3月20日、アメリカ合衆国等は、安保理決議第678号、第687号及び第1441号を含む一連の関連安保理決議に基づき、イラクへの武力行使を開始した。

その後、イラクにおける主要な戦闘は終結したものの、引き続き、イラク国内外で被災民が発生するとともに、イラクにおいては、水、食糧、保健医療サービス等が不足しており、住民の生活は大きな被害を受けている。こうした状況の中、同年5月22日、安保理は、イラクにおける人道支援、復旧及び復興の支援等を内容とする決議第1483号を採択した。

我が国としては、イラク及びその周辺地域の平和と安全が我が国自身にとって重要であるとの考えに基づき、国際連合を中心とした国際平和のための努力に対し、国際協調の下で積極的な役割を果たしていくため、応分の協力として、イラク周辺国において国際連合等の関係機関等が実施している人道的な国際救援活動のための物資等の輸送を行うこととする。このため、イラク被災民救援国際平和協力隊を設置し、我が国のイラク被災民

救援活動を円滑かつ効果的に行うための連絡調整の分野における国際平和協力業務を行うとともに、自衛隊の部隊等により、輸送分野における国際平和協力業務を実施することとする。

なお、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。）第3条第2号に規定する受入国の人道的な国際救援活動への同意及び同法第6条第1項第2号に規定する我が国の国際平和協力業務の実施についての受入国の同意についてはいずれも得られている。

2 イラク被災民救援国際平和協力業務の実施に関する事項

(1) 国際平和協力業務の種類及び内容

ア イに掲げる業務のうち派遣先国の政府その他の関係機関とこの業務に従事する自衛隊の部隊等との間の連絡調整に係る国際平和協力業務であって、自衛隊の部隊等以外の者が行うもの

イ 国際平和協力法第3条第3号イに掲げる業務のうち輸送に係る国際平和協力業務

ア及びイに掲げる業務は、国際平和協力法第2条第2項の規定の趣旨を損なわない範囲内において行う。

(2) 派遣先国

ヨルダン・ハシェミット王国及びイタリア共和国とする。

ただし、アラブ首長国連邦、インド、エジプト・アラブ共和国、オマーン国、サウジアラビア王国、スリランカ民主社会主義共和国、タイ王国、フィリピン共和国、ベトナム社会主義共和国、マレーシア及びモルディブ共和国において、(1)イに掲げる業務のうち附帯する業務としての輸送及び補給を行うことができる。

なお、国際連合等の関係機関から要請があった場合は、アラブ首長国連邦、クウェート国、シリア・アラブ共和国、トルコ共和国、オランダ王国、キプロス共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ノルウェー王国、フィンランド共和国、フランス共和国又はベルギー王国において、その国の同意が得られていることを確認の上、(1)イの業務を行うことができる。

(3) 国際平和協力業務を行うべき期間

平成15年7月7日から同年10月6日までの間

(4) イラク被災民救援国際平和協力隊の規模及び構成並びに装備

ア 規模及び構成

(ア) (1)アに掲げる業務に従事する者

(1)アに掲げる業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者 4名(ただし、人員の交替を行う場合は8名)

(イ) (1)イに掲げる業務に従事することとなった結果、国際平和協力法第13条第2項の規定により、国際平和協力法第4条第2項第3号に掲げる事務に従事する者

(5)イ(ア)に掲げる部隊に所属する自衛隊員

イ 装備

イラク被災民救援国際平和協力隊の隊員の健康及び安全の確保並びに(1)アに掲げる業務に必要な個人用装備(武器を除く。)

(5) 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務に関する事項

ア 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務の種類及び内容

(1)イに掲げる業務

イ 国際平和協力業務を行う自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備

(ア) 規模及び構成

(1)イに掲げる業務を行うための航空自衛隊の部隊(人員144名)

(イ) 装備

武器

9mm拳銃19丁

航空機

輸送機(C-130H)3機及び多用途支援機(U-4)1機

その他

自衛隊の隊員の健康及び安全の確保並びに(1)イに掲げる業務に必要な装備(及びに掲げるものを除く。)

(6) 関係行政機関の協力に関する重要事項

ア 関係行政機関の長は、国際平和協力本部長(以下「本部長」という。)から、(1)アに掲げる業務を実施するため必要な技術、能力等を有する職員をイラク被災民救援国際平和協力隊に派遣するよう要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該職員をイラク被災民救援国際平和協力隊に派遣するものとする。

イ 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、国際平和協力業務の実施のため必要な協力を行うものとする。

ウ 関係行政機関の長は、その所掌事務に支障を生じない限度において、本部長の定めるところにより行われる研修のため必要な協力を行うものとする。

エ 関係行政機関の長は、本部長から、その所管に属する物品の管理換えその他の協力の要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該協力を行うものとする。

(7) その他国際平和協力業務の実施に関する重要事項

本部長は、国際平和協力業務の実施に当たり、必要があると認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を求めることができる。